

平成18年5月19日

各 位

会 社 名	三ツ星ベルト株式会社
代 表 者	取締役社長 西河紀男
上場取引所	東京・大阪 市場第1部
コード番号	5192
問 合 せ 先	財務部長 田中利明
電 話 番 号	078-685-5630

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第91回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。
 - ② 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③ 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条(単元未満株式についての権利の制限)を新設するものであります。
 - ④ 株主総会の招集地についての規制が廃止されたことに伴い、総会の開催地を明確にするため、第15条(招集地)を新設するものであります。
 - ⑤ 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ⑥ 中長期的な視野に基づく経営の安定性を確保するため、取締役の解任につきましてはより慎重な判断をいただくべく、現行どおり株主総会での特別決議によるものとすることができるよう、第24条(解任方法)を新設するものであります。

- ⑦ 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第29条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑧ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑨ 旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (2) 当社は、第91期中に保有する自己株式4,500千株について消却の手続を実施いたしました。これに伴い、当社が発行する株式の総数が4,500千株減少いたしましたので、現行定款第5条（株式の総数）を変更するものであります。
- (3) 取締役会としての機動性を考慮しつつ実態に鑑み、取締役の員数を現行の16名以内から10名以内に減員することとし、現行定款第19条（員数）を変更するものであります。
- (4) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月28日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月28日（水曜日）

以 上

別紙

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>3億2,971万3千株</u>とする。ただし、<u>株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、取締役会において定める株式取扱規則に規定する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による<u>公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、3億2,521万3千株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利の制限) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 第11条に定める請求をする権利</u></p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、ならびに諸届出の受理その他株式に関する事務は、すべて名義書換代理人において取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、売渡しおよびその他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数</u>の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会</u>において定める株式取扱規則による。</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 (現行のとおり)</p> <p>(招 集 地)</p> <p>第15条 当社の株主総会は、<u>神戸市または東京都区内</u>で開催する。</p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(招集権者) 第14条 (条文省略)</p> <p>(議 長) 第15条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を<u>証</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録) 第18条 <u>株主総会の議事の経過の要領および結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</u></p> <p>(員 数) 第19条 当会社の取締役は、<u>16</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第16条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者) 第17条 (現行のとおり)</p> <p>(議 長) 第18条 (現行のとおり)</p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>) 第19条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第21条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(員 数) 第22条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第23条 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(<u>解任方法</u>) 第24条 <u>取締役は、株主総会で解任し、その解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>当会社を代表する取締役は若干名とし、取締役会の決議でこれを定める。</u> 2. 取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 <u>取締役会の議事の経過の要領および結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印する。</u></p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p> <p>(報 酬) 第28条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(員 数) 第29条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行</u>う。</p>	<p>(任 期) 第25条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第26条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議をもって、</u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第27条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第28条 (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第29条 <u>当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程) 第30条 (現行のとおり)</p> <p>(報 酬 等) 第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(員 数) 第32条 (現行のとおり)</p> <p>(選任方法) 第33条 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役は、その互選により、常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会の議事の経過の要領および結果は議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印する。</p> <p>(監査役会規程) 第36条 (条文省略)</p> <p>(報 酬) 第37条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(営業年度) 第38条 当会社の<u>営業年度</u>は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金の支払) 第39条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金の支払) 第40条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(除斥期間) 第41条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(任 期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第37条 (現行のとおり)</p> <p>(報 酬 等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(事業年度) 第39条 当会社の<u>事業年度</u>は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当および基準日) 第40条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当および基準日) 第41条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、<u>取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、</u>当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p>

(注) 上記変更案は、平成18年5月19日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年6月28日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言等の修正等を行う場合があります。